

1 出入口

基本的考え方

公園の立地場所や利用形態に応じて、周辺のまちづくり計画等との連携を十分に行い、わかりやすく利用しやすい位置に出入口を配置し、安全な園路に接続させる。

また、公園の出入口は、車いす使用者、高齢者、杖利用者、ベビーカーや幼児連れ等、多様な身体特性の人々が利用しやすく、安心して通行できる有効幅員を確保しつつ、公園全体の安全を保つために車両等が入り込まない工夫を行う必要がある。

整備基準 園路及び広場

解説図

不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成 18 年政令第 379 号。以下「令」という。）第 3 条第 1 号に規定する園路及び広場を設ける場合は、そのうち 1 以上は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。

- (ア) 出入口は、段差を設けないこと。ただし、やむを得ず段差を設ける場合は、すりつけ勾配は、5 パーセント以下とすること。
- (イ) 出入口の有効幅員は、120 センチメートル以上とすること。
- (ウ) 表面の仕上げは、平坦で滑りにくいものとすること。
- (エ) 車止めを設ける場合は、当該車止めの相互間の間隔のうち 1 以上は、90 センチメートル以上とし、柵の前後には 150 センチメートルの水平部を設けること。
- (オ) 自転車、オートバイ等の出入りを禁止する場合は、その旨を表示すること。
- (カ) 出入口から 150 センチメートル以上の水平面を確保すること。ただし、やむを得ない場合は、この限りでない。

→図 2-1
出入口

図 2-2
車止め柵
→図 2-1
出入口

整備基準の解説

■ 図 2-1 出入口

(カ) 水平面

150cm 以上確保する

(ア) すりつけ勾配

やむを得ず出入口に段差がある場合は、勾配 5% 以下ですりつける。

(イ) 有効幅員

車いすが通行可能な標準幅員は 90cm であるが、公園出入口は歩行者とのすれ違いを考慮して有効幅員 120cm 以上とする。

勾配 5% 以下

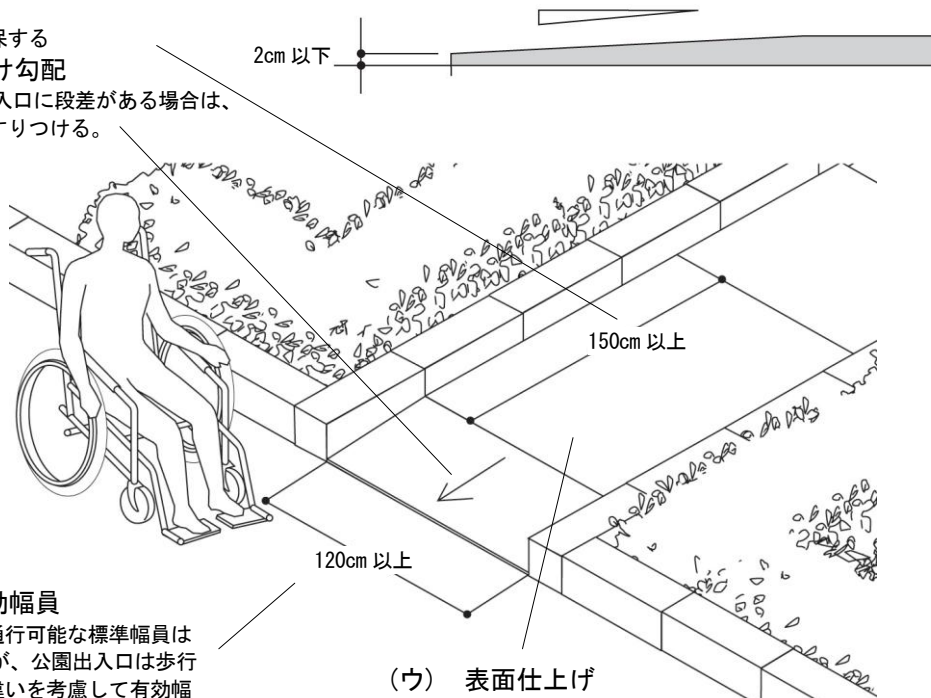
2cm 以下

150cm 以上

120cm 以上

(ウ) 表面仕上げ

出入口の舗装表面は砂利敷きを避け、可能な限り水平とする。



■ 図 2-2 車止め柵

(エ) 車止め柵

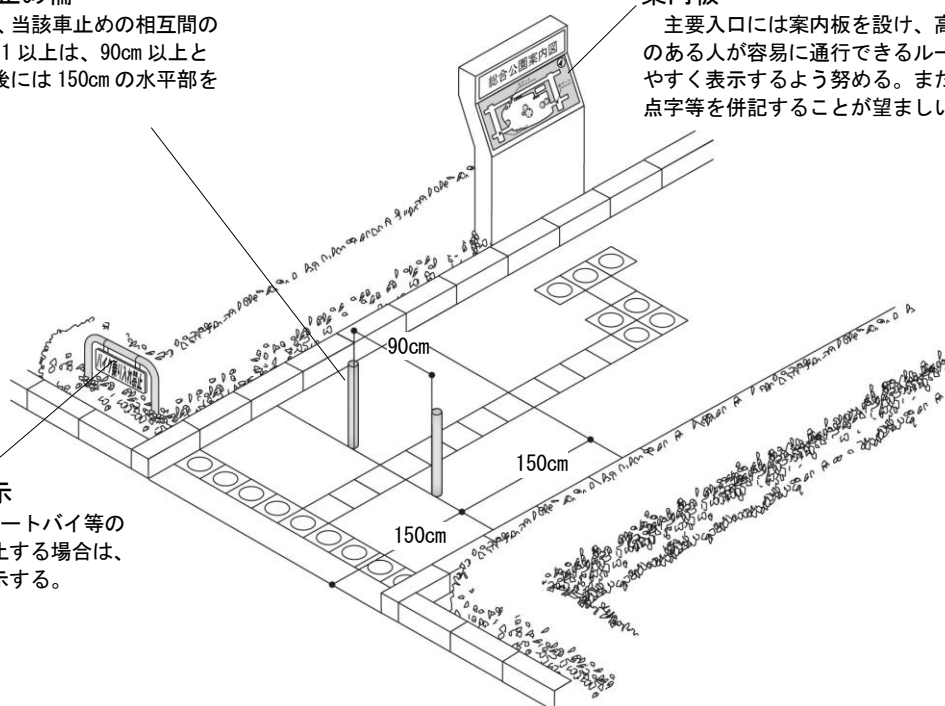
車止めは、当該車止めの相互間の間隔のうち 1 以上は、90cm 以上とし、柵の前後には 150cm の水平部を設ける。

案内板

主要入口には案内板を設け、高齢者や障害のある人が容易に通行できるルートをわかりやすく表示するよう努める。また、触知図や点字等を併記することが望ましい。

(オ) 表示

自動車、オートバイ等の出入りを禁止する場合は、その旨を表示する。



整備事例

● わかりやすい出入口と案内板



- ・ 出入口の幅員も広く車止め柵の前後も水平である。
- ・ 視覚障害者誘導用ブロックが周辺の歩道から案内板まで連続して敷設している。（鞍月セントラルパーク・金沢市）

管理、人的対応の留意事項

- ・ 出入口では、自転車の駐輪等によって、車いす使用者や視覚障害者等の通行が妨げられないように十分に注意する。
- ・ 出入口の舗装は、不陸等が生じて平坦性が損なわれないようメンテナンスに留意する。

2 通路

基本的考え方

公園内には、車いす使用者が通行可能な主要動線を1経路以上設けることとする。

公園の園路は、様々な身体特性の人々が移動しやすいように、通行やすれ違いに配慮した有効幅員を確保し、動線上における溝蓋の構造等に配慮する。園路に縦断勾配がつく場合は、車いすの利用に支障のない勾配とする。また、必要に応じて注意を喚起する床材や手すり等を設置する。

整備基準 園路及び広場

解説図

イ 通路は、次に掲げる基準に適合するものであること。

(ア) 縦断勾配は、4パーセント以下とすること。ただし、やむを得ない場合は、6パーセント以下とすること。3パーセント以上の勾配が50メートル以上続く場合は、必要に応じて150センチメートル以上の水平部を設けること。

(イ) 横断勾配は、1パーセント程度とし、可能な限り水平とすること。

(ウ) 通路の有効幅員は、180センチメートル以上とすること。ただし、やむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車いすの転回に支障のないものとし、かつ、50メートル以内ごとに車いすが転回できる広さの場所を設けた上で、幅員を120センチメートル以上とすることができる。

(エ) 表面の仕上げは、平坦で滑りにくいものとする。

(オ) 縁石、街渠等による動線と交差する段差は、2センチメートル以下とし、切り下げる。すりつけ勾配は、5パーセント以下とし、切下げ部分の有効幅員は、120センチメートル以上とすること。

(カ) 通路の要所に視覚障害者誘導用床材等を敷設すること。

(キ) 通路を横断する排水溝には、溝蓋を設け、溝蓋は滑りにくい仕上げとし、かつ、車いすのキャスター(前輪)、杖等が落ち込まない構造とすること。

→図 2-3
園路

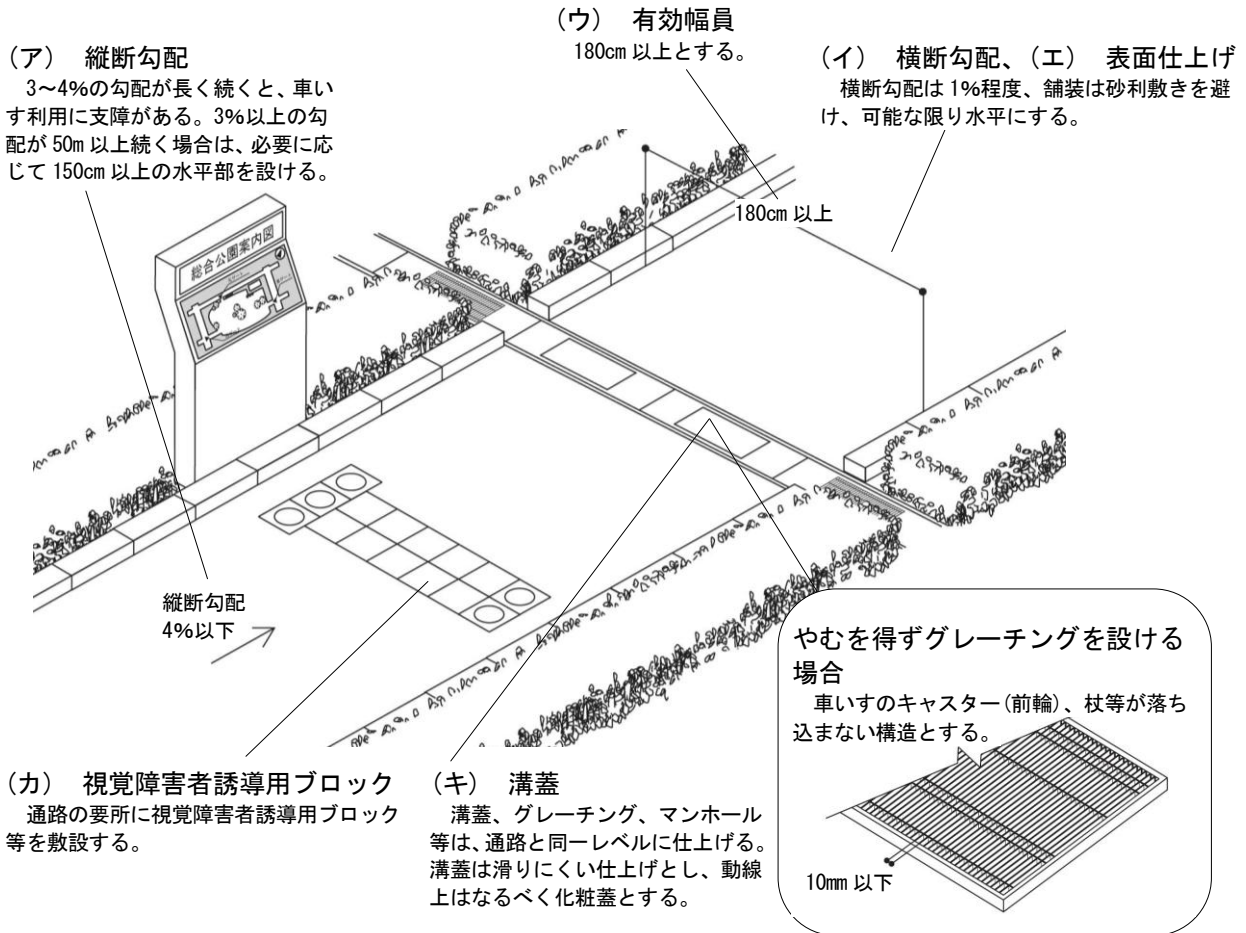
→図 2-4
転回場所

→図 2-5、図 2-6
切り下げ

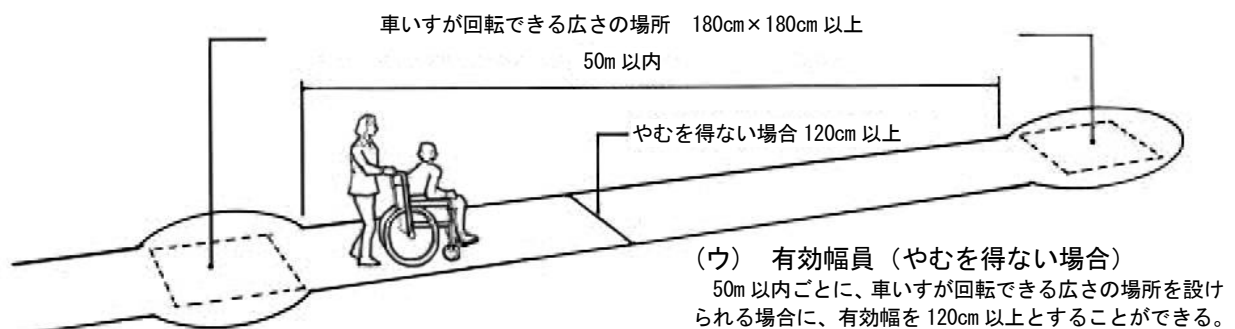
} 図 2-3
園路

整備基準の解説

■図 2-3 園路

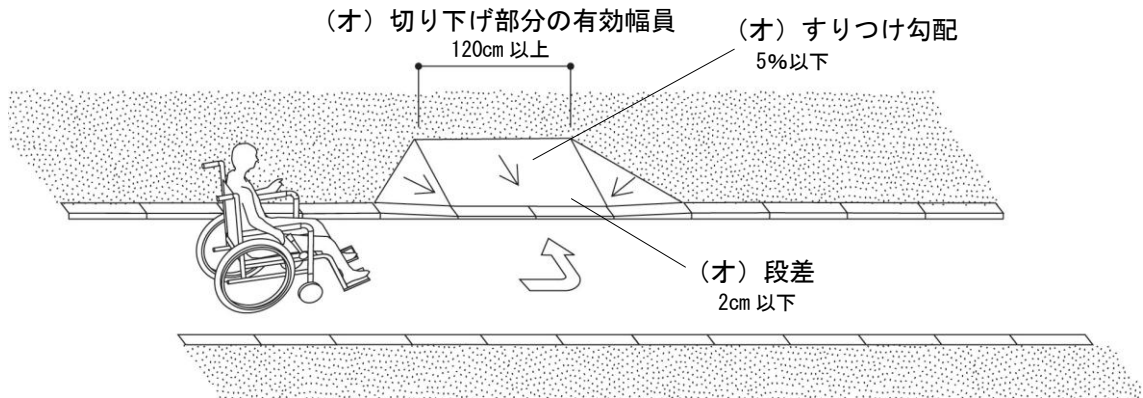


■図 2-4 転回場所

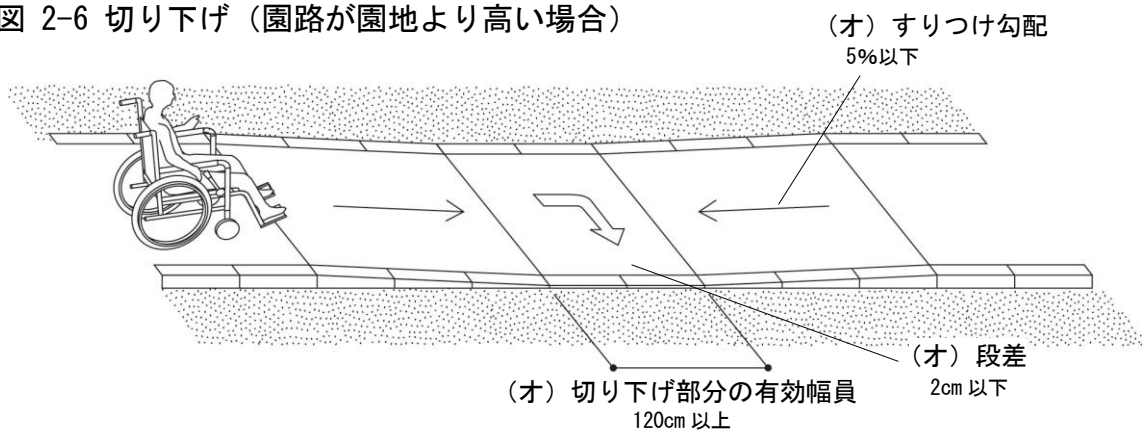


出典: 国交省「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン」

■ 図 2-5 切り下げ（園路が園地より低い場合）



■ 図 2-6 切り下げ（園路が園地より高い場合）



整備事例

● 広く緩やかな園路



- ・ 主動線の園路の幅員は広く、縦断勾配も緩やかである。
(鞍月セントラルパーク・金沢市)

管理、人的対応の留意事項

- ・ 園路は、舗装の不陸等が生じて平坦性が損なわれないよう、また、溝蓋やグレーチング等がずれたり破損したりしないようメンテナンスに留意する。

知的、発達、精神に障害のある人への留意事項

- ・ 知的、発達、精神に障害のある人には、広い空間で進行方向を認知することが難しい人があり、照明を進行方向にあわせて設置することで、直感的に進行方向をわかりやすくすることは有効である。

3 傾斜路

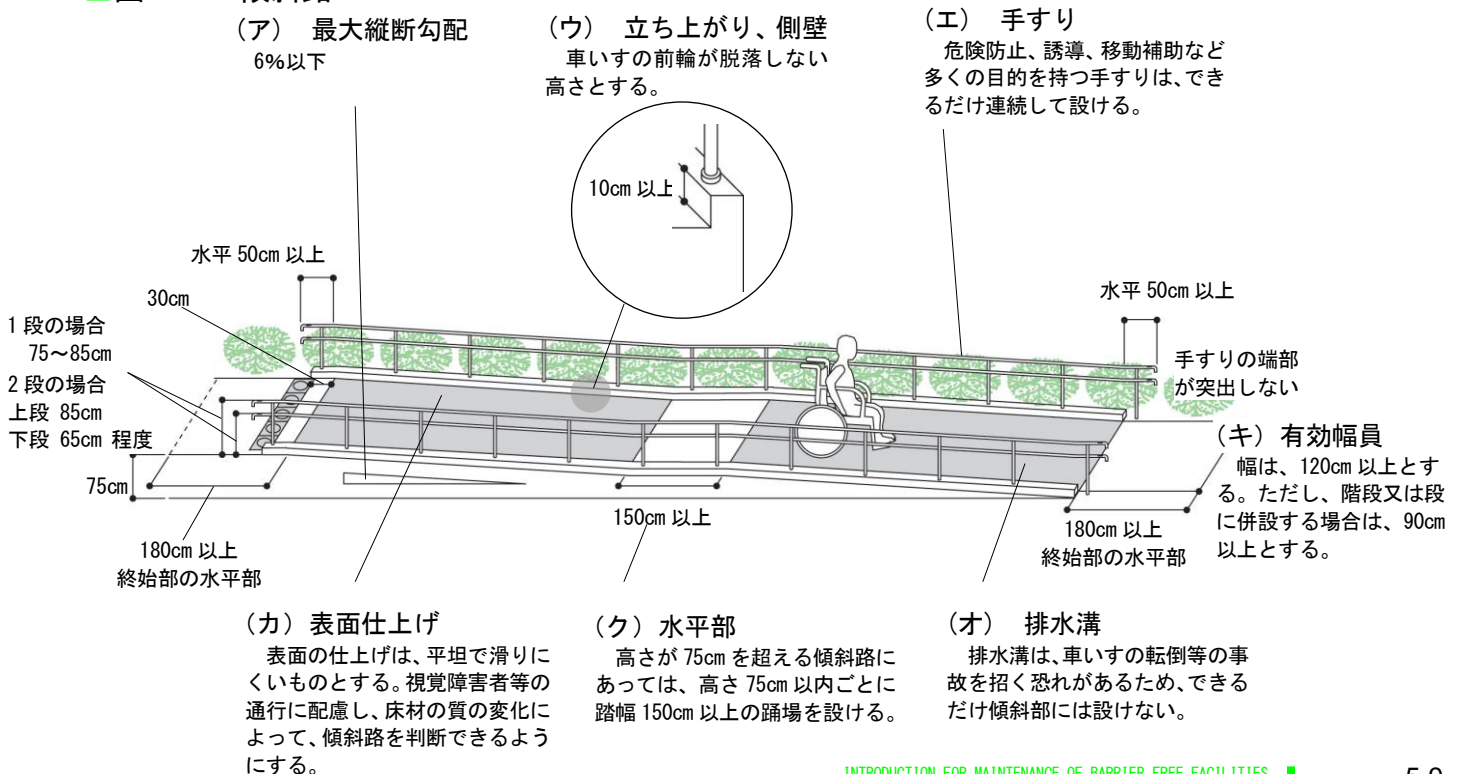
基本的考え方

傾斜路は、できるだけ設置しない方がよいが、地形等により高低差が生じる場合は、転倒や落下の危険性がないように、勾配や床材、判別しやすい色相や明度の差に配慮する。

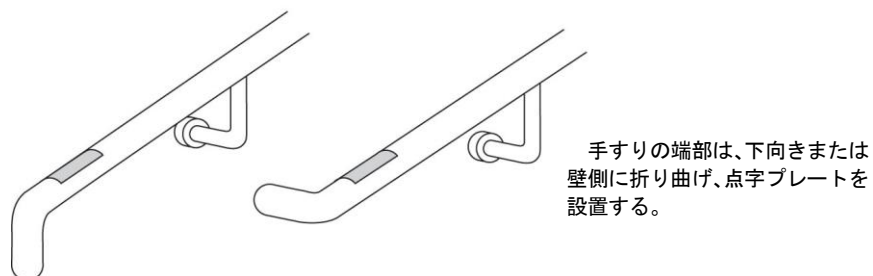
整備基準 園路及び広場	解説図
<p>ウ 傾斜路(階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。(ア)、(ウ)及び(エ)において同じ。)は、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>(ア) 傾斜路の最大縦断勾配は、6パーセント以下とし、傾斜路の始終部に長さ180センチメートル以上の水平部を設けること。</p> <p>(イ) 横断勾配は、水平にすること。</p> <p>(ウ) 傾斜路の両端には、転落防止用として高さ10センチメートル以上の立上り、又は側壁を設けること。</p> <p>(エ) 手すりは、両側に連続して設けること。やむを得ない場合は、片側に設けること。手すりの両端は、傾斜路の始終点より50センチメートル以上水平に延長すること。</p> <p>(オ) 排水等の路上施設は、可能な限り設置しないこととし、やむを得ない場合は、支障とならないよう考慮すること。</p> <p>(カ) 表面の仕上げは、平坦で滑りにくいものとする。</p> <p>(キ) 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、階段又は段に併設する場合は、90センチメートル以上とすることができる。</p> <p>(ク) 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅150センチメートル以上の踊場が設けられていること。</p>	<p>→図2-7 傾斜路</p> <p>→図2-8 手すりの端部</p> <p>→図2-7 傾斜路</p>

整備基準の解説

■ 図 2-7 傾斜路



■ 図 2-8 手すりの端部



管理、人的対応の留意事項

- ・ 路上の障害物、自転車の駐輪等によって、傾斜路の動線が妨げられることのないように配慮する。

4 階段

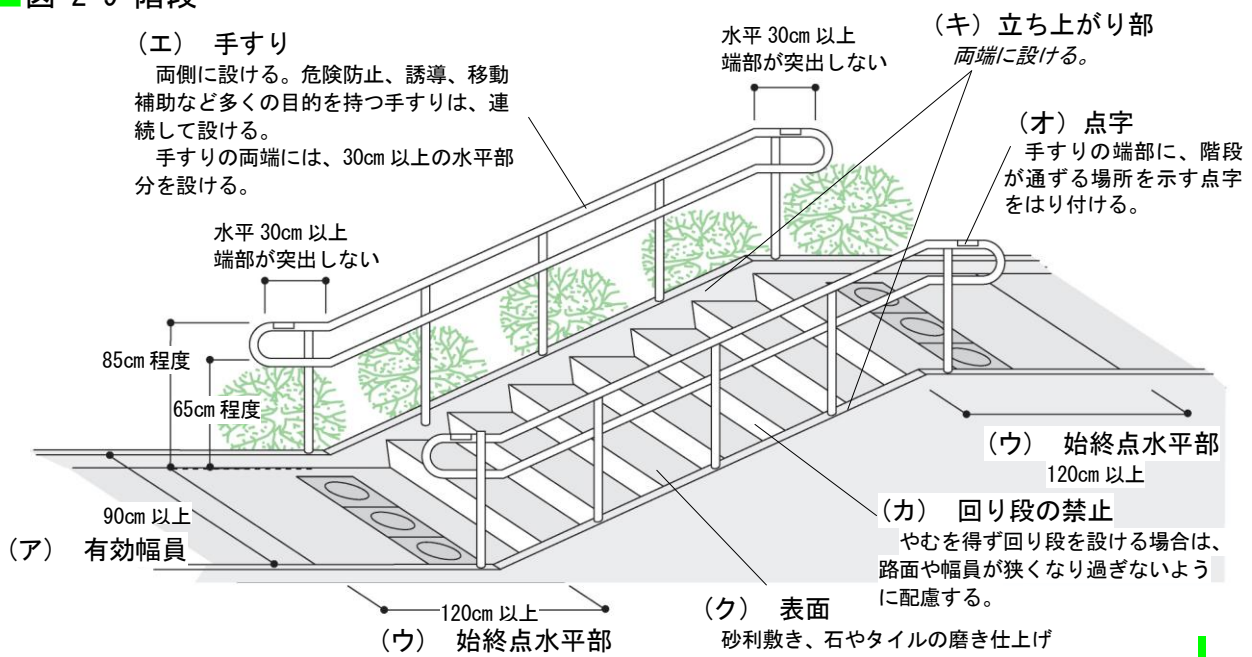
基本的考え方

公園内に設ける階段は、視覚障害者や杖利用者、高齢者等の人々が安全に利用できるようにするため、十分な幅員を確保し、蹴上げの高さと踏面の基準寸法に従い、利用しやすい形状とする。

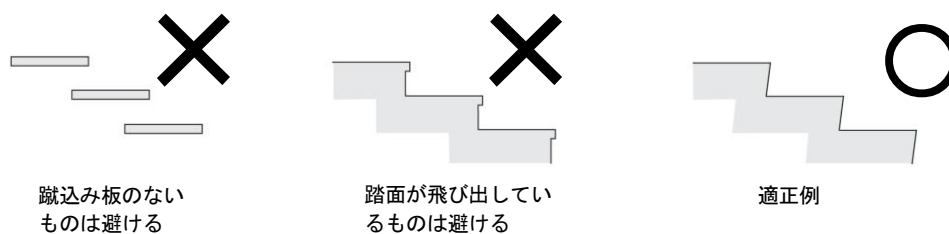
整備基準	園路及び広場	解説図
エ	階段は、次に掲げる基準に適合するものであること。 (ア) 有効幅員は、90センチメートル以上とすること。 (イ) 形状は、けあげは15センチメートル程度、踏面は35センチメートル以上、けこみは2センチメートル以下を標準とすること。 (ウ) 始終点及び高さ250センチメートル以内ごとに水平部を設け、奥行きは120センチメートル以上確保すること。 (エ) 手すりを両側に設けること。ただし、やむを得ない場合は、少なくとも片側に、連続して手すりを設けること。手すりは、両端部に30センチメートル以上水平に延長して設置すること。 (オ) 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字をはり付けること。 (カ) 回り段がないこと。ただし、やむを得ない場合は、この限りでない。 (キ) 階段の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。 (ク) 表面は、滑りにくい仕上げとすること。	→図2-9 階段 →図2-10 階段の形状 →図2-11 標準寸法 →図2-9 階段
オ	階段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。ただし、傾斜路を設けることが困難である場合は、エレベーター、エスカレーターその他の昇降機であって高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものをもってこれに代えることができる。	→図2-12 傾斜路の併設

整備基準の解説

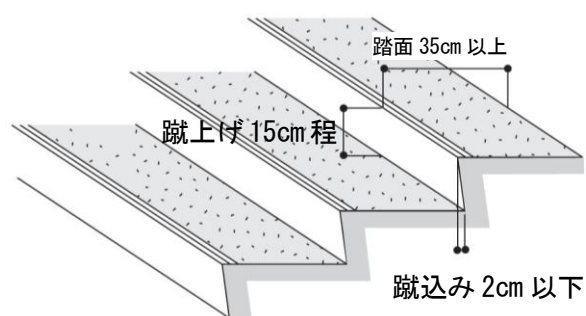
■図 2-9 階段



■ 図 2-10 階段の形状

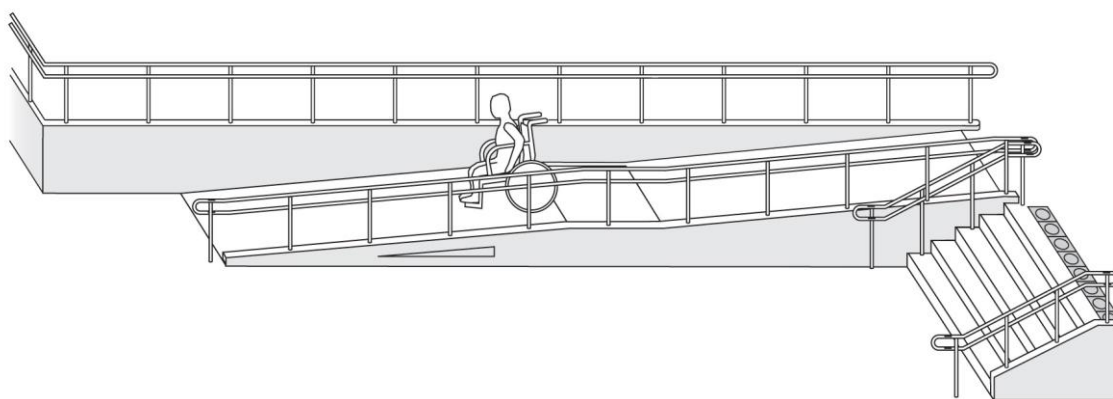


■ 図 2-11 標準寸法



■ 図 2-12 斜路の併設

- ・ 階段には傾斜路を併設すること。斜路の設置が困難である場合は、エレベーター、エスカレーターその他の昇降機で高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造のものに代えることができる。



管理、人的対応の留意事項

- ・ 蹴込み周辺に砂や落ち葉等が溜まって昇降の妨げとならないよう、定期的にメンテナンスを行う。

5 転落防止等・公園施設等への接続

基本的考え方

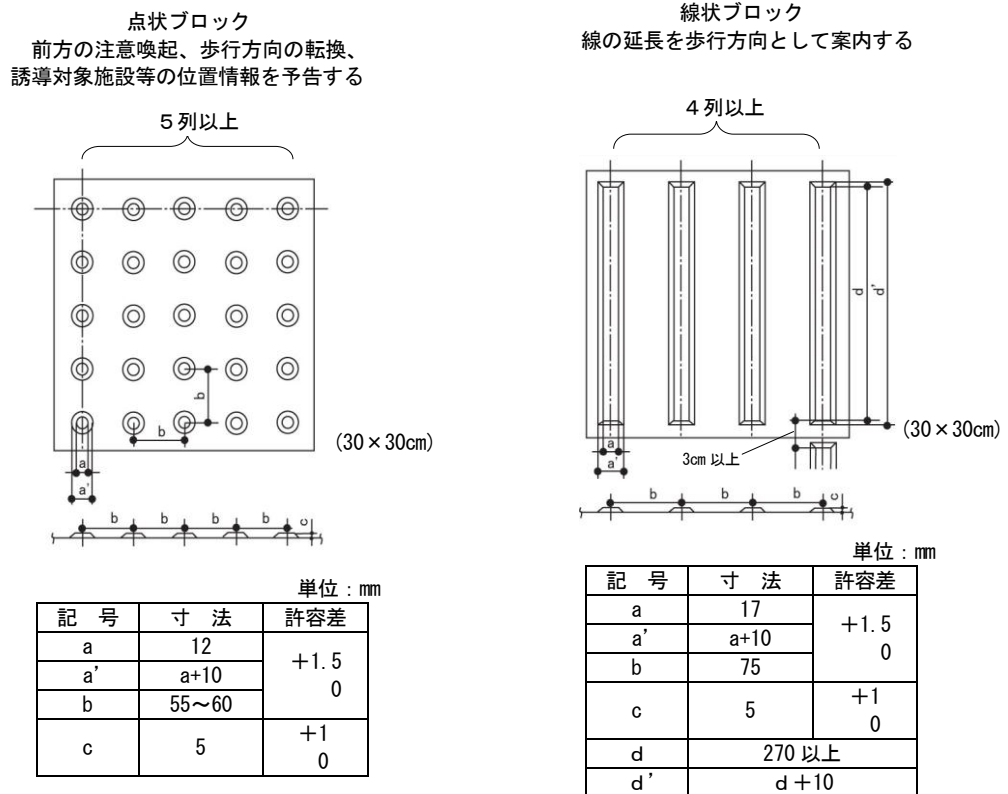
園路は、高齢者、障害者等が安全に通行できるよう、転落のおそれがある場所において、危険防止のための措置をとることが必要である。また、主要な公園施設だけでなく、整備基準を満たす施設（掲示板及び標識を除く。）に対して、少なくとも1施設を接続させる必要がある。

整備基準	園路及び広場	解説図
【転落防止等】	<p>カ 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、さく、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第11条第2号に規定する点状ブロック等及び同令第21条第2項第1号に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したもの（10の項（1）イ（キ）において「視覚障害者誘導用ブロック」という。）その他高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。</p>	<p>→図2-13 視覚障害者誘導用ブロックの形状・寸法</p>
【公園施設等への接続】	<p>キ 2の項、4の項及び7の項から10の項までの規定により設けられた公園施設のうちそれぞれ1以上及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第2条第2項の主要な公園施設に接続していること。</p>	<p>→図2-14 特定公園施設との接続の概念図</p>

整備基準の解説

■ 図 2-13 視覚障害者誘導用ブロックの形状・寸法

カ 出入口や通路に近接して崖などがある場合は、転落等の危険があるため、視覚障害者誘導用ブロックやさく等を設置し、安全性を確保する。視覚障害者誘導用ブロックは、JIS T 9251 に準拠したものを使用する。



■ 図 2-14 特定公園施設との接続の概念図

キ 園路は の施設のうち 1 以上および主要な公園施設と接続させる。

